

## 熊本県SDGs登録制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、SDGsに積極的に取り組む地域事業者等を後押しする「熊本県SDGs登録制度」の実施に関し、必要な事項を定めることで、地域事業者等が、自らの活動とSDGsとの関連性を認識し、SDGsの達成に向けた具体的な取組みを推進することにより、SDGsの普及を促進するとともに、新たな価値の創造を促し、その取組みの「見える化」による地域の自律的好循環(※)の形成につなげ、熊本の特性を生かした持続可能な社会を目指し、SDGsの取組みを原動力とした地方創生を実現することを目的とする。

(※) 自律的好循環…企業、地域、地方公共団体、地域金融機関等の多様なステークホルダーが連携し、地域課題の解決に向け、キャッシュフローを生み出し、得られた収益を地域に再投資すること。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域事業者等 熊本県内に事業所等を有し、かつ、熊本県内において事業活動を行う法人、団体（国及び地方公共団体を除く。）又は個人事業主等をいう。
- (2) 登録事業者 第5条第1項の規定により、熊本県SDGs登録事業者として県に登録された地域事業者等をいう。

### (対象)

第3条 熊本県SDGs登録制度の登録の対象は、次に掲げる全ての要件に該当する地域事業者等とする。

- (1) 2030年の目指す姿や環境・社会・経済の三側面の重点的な取組みを明確に示していること。
- (2) 自らの活動とSDGsの17のゴール及び169のターゲットとの関連付けがなされていること。
- (3) 県税等租税公課の滞納がないこと。
- (4) 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 政党若しくは宗教団体でない者、又は特定のこれらを支援若しくは支援するおそれがない者。
- (6) その他、公序良俗に反する行為及び重大な法令違反がないこと。

(登録の申請)

第4条 前条の登録(以下「登録」という。)を受けようとする地域事業者等は、熊本県SDGs登録申請書(様式第1号)に次の書類を添付して知事に申請するものとする。

- (1) SDGs達成に向けた取組みチェックリスト(様式第2号)
- (2) その他知事が必要と認める書類

(登録の実施)

第5条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、第3条各号の全ての要件に該当すると認めるときは、当該申請をした地域事業者等を熊本県SDGs登録事業者として登録し、登録証を交付するものとする。

- 2 知事は、登録をしたときは、当該登録事業者に対し、ホームページにおいて、取組内容を公表するよう促すとともに、当該登録事業者の名称等を県ホームページにおいて公表するものとする。また、当該登録事業者の登録情報について、当該登録事業者の事業所が所在する市町村と共有することができる。

(登録の有効期間)

第6条 登録の有効期間は、登録の日から3年間とする。

(登録の更新)

第7条 登録事業者は、前条の登録の有効期間が満了する場合において、登録を更新することができる。

- 2 前項の登録の更新手続きについては、第4条の規定を準用する。

(登録の変更)

第8条 登録事業者は、登録内容に変更がある場合は、熊本県SDGs登録変更届(様式第3号)により速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(登録の辞退)

第9条 登録事業者は、登録の辞退について、知事に申し出ることができる。

- 2 前項の登録の辞退をしようとする場合は、熊本県SDGs登録辞退届(様式第4号)を知事に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第10条 知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を

取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により登録したと認める場合
  - (2) 法令に違反する重大な事案が発生した場合
  - (3) SDGsの達成に資する活動について、実態がないと認める場合
  - (4) その他、登録事業者として適当でないと認める場合
- 2 知事は、前項の規定による取消しを行った場合は、当該取消しを受けた地域事業者等に対し、通知するものとする。

(事務の所掌)

第11条 この要綱に関する事務は、企画振興部企画課において所掌する。

(その他)

第12条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年(2021年)1月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年(2023年)1月13日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に第5条の規定により熊本県SDGs登録事業者として登録されている者は、改正後の第3条第5号の規定にかかわらず、その有効期間まで登録の効力を有する。